

# 企画競争説明書

業務名称：モロッコ国ブルーグロース型養殖開発プロジェクト

調達管理番号：23a00643

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年11月15日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2023年11月15日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：モロッコ国ブルーグロース型養殖開発プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修(または本邦招へい)に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間(予定)：2024年1月 ～ 2027年1月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2024年1月 ～ 2025年7月

第2期：2025年7月 ～ 2027年1月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、

それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】および【第2期】共に「19ヵ月未満」を想定。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の25%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の15%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp](mailto:Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp)

### (2) 事業実施担当部

経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年11月21日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年11月22日 12時
3	質問への回答	2023年11月27日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年12月1日 12時

6	プレゼンテーション	本件では行いません
7	評価結果の通知日	2023年12月15日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ） ※2023年7月公示から変更となりました

## 5. 競争参加資格

### （1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

### （2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

### （3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書

等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### （1）質問提出期限

- 1）提出期限：上記4.（3）参照
- 2）提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛、  
CC：担当メールアドレス
- 3）提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1） 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2） 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### （2）質問への回答

上記4.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

## 8. プロポーザル等の提出

- （1）提出期限：上記4.（3）参照

## (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

## (3) 提出先

### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

### 2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先: e-koji@jica.go.jp
- ② 件名: (調達管理番号)\_(法人名)\_見積書  
〔例: 20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文: 特段の指定なし
- ④ 添付ファイル: 「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1)の経費と2)～3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにし

てください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合  
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、  
上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニ

ア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

## 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。



## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項	提案を求める背景
1	プロジェクトの目的・成果達成に資する本邦研修の実施方針（テーマ、期	第4条業務の内容 2. 本業務にかかる事項（2）本邦研修・招へい	モロッコ国内のリソースにて実施困難かつ日本が比較優位を持つ経験・技術のうち、プロジェクトの目的・成果達成に資する本邦研修の実施が必要。

	間、回数、対象人数及び対象機関等)		
2	効果的・効率的な養殖技術（貝類・藻類）の現地研修の実施手法および研修モジュール案【研修対象者：指導者研修（TOT）・普及員・コミュニティ】	第4条業務の内容 2. 本業務にかかる事項（1）プロジェクトの活動に関する業務	現地の適用技術や制約、過去の協力アセット等を踏まえ、効果的・効率的な養殖技術にかかる現地研修の実施が望まれる。
3	養殖関連施設的设计案・運用案	第4条2. 本業務にかかる事項 （1）プロジェクトの活動に関する業務	成果1に関連し、モロッコの海洋環境やコミュニティーレベルでの設置・運用に適した設計案（必要な資機材の内容を含む）の提示とその設置・運用における指導が必要となる。
4	ブルーグロースに資する養殖を活用した沿岸コミュニティ向け新たな経済活動の実施方針	第4条2. 本業務にかかる事項 （1）プロジェクトの活動に関する業務	成果3に関連し、養殖産品を活用した新たな経済活動（加工、観光、マーケティング、6次産業化等）の実施支援が求められる。
5	関係機関の各活動への関与のあり方と相互連携・調整の実施方針	第3条実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 （6）関係機関の連携・調整	本事業に関与する関係機関（DPM/ISPM、ANDA、INRH等）の各活動への関与のあり方（＝役割分担）と相互連携・調整をどのように行うかの実施方針を明確化する必要がある。

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

## 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

### 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

### 第3条 実施方針及び留意事項

#### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

## 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

### (1) 既往 JICA 事業による成果の活用

2015年に完工した無償資金協力「貝類養殖技術研究センター建設計画」にて国立水産研究所（INRH）に供与した施設・機材や、2019年より実施した技術協力（個別専門家）「養殖振興」における養殖技術の実証活動等、過去のJICA事業により発現した協力アセットを最大限に活用する。

### (2) 貝類養殖と海藻養殖への投入

本業務では、事業予算上の制約に鑑み、貝類養殖と海藻養殖への投入配分においては、原則的に貝類養殖への投入を優先的に取り扱うこととする。海藻養殖への対応に関しては、先方関係機関との綿密な調整の上で最低限に抑えることとする。

### (3) 海上養殖施設設計

モロッコでは、養殖に適した遮蔽水域が少ないため、波浪の影響を直接的に受ける平坦な海岸域での養殖が不可避となる。本業務では、こうした環境下での養殖に適し、かつ経済的な海上養殖施設設計の提示が必要となる。本事業で提示する海上養殖施設設計においては、施設の経済性、耐久性、設置及び維持管理の容易性等の要素に対し、十分に配慮すること。

### (4) 養殖された貝類の流通出荷

関係省庁の通達により、養殖された貝類の収穫・集荷・養殖・出荷・加工・洗浄、その生産・処理・販売に関するすべての施設はHACCPに基づいた自主管理システムを整備し所管省庁の認証を受けなければならないとされており、養殖事業者は出荷施設の整備が必須となった。そのため、モロッコ側の自助努力を確保しつつも、優先度の高い施設に対し、本業務の中で2か所程度、貝類出荷施設整備（施設整備および機材供与）を行う。なお養殖施設および貝類出荷施設整備費については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

### (5) ブルーグロースに資する養殖製品の活用

本事業では、貝類・藻類の養殖手法を技術的に確立することのみならず、これらの産品を活用して地方コミュニティにおける新たな経済活動に結びつけることが求められている。したがって、貝類・藻類の加工・マーケティングや観光連携による6次産業化等、関連する経済活動の可能性についても十分に検討する。

#### (6) 関係機関の連携・調整<sup>1</sup>

本事業では、複数の関係機関（海洋漁業庁：DPM/人材養成機関：ISPM、国立水産研究所：INRH、養殖開発公社：ANDA等）の関与が見込まれている。本事業に実施に際しては、DPMとの密接な協議に基づき、これら関係機関との情報共有と活動への関与調整に十分に配慮する。

#### (7) 他の JICA 専門家および他ドナーとの連携

同国政府が2016年に提唱した「Blue Belt Initiative」（①持続的漁業、②持続的養殖業、③海洋観測の3つの優先分野が柱）の推進等を目的に、JICAは個別専門家（水産業振興）（別紙「（参考）別途派遣する個別専門家の業務内容」参照）を海洋漁業庁（DPM）へ派遣する予定（2024年3月～2026年3月）である。水産分野戦略文書「Plan Halieutis」に沿った同国における水産開発およびブルーグロース型養殖の推進を目指し、中央行政（DPM）及び現場レベルにて、当該専門家と適時本事業の進捗状況・成果を共有し関連の政策や戦略等へ反映することで、本事業の成果の発現および上位目標の達成に貢献する。

他ドナーとの連携に関し、2020年からモロッコ南部で現地の養殖技術者訓練を展開するFAO・オランダ・ノルウェーを含め、同国「Plan Halieutis」の実施促進の観点から、他ドナーとの活動重複が生じないように、主要ドナーと適時、積極的に情報収集や情報・知見の共有を図り、事業効果と相乗効果の発現に取り組むこと。

#### (8) モロッコ政府とのコストシェアによる事業成果のスケールアップ

本事業の実施に際し、モロッコ政府によりローカルコスト負担（C/P出張旅費・セミナー開催費の他、貝類出荷施設整備費や各種資機材費等の一部を想定）が十分に確保されるよう海洋漁業庁（DPM）および関連機関（INRH、ANDA、ISPM）等における予算措置を申し入れるとともに、現場活動および成果のスケールアップを目指し、モロッコ関係機関による自助努力を確保できるよう業務の実施方針やプロセス等に留意する。

#### (9) ジェンダー配慮

養殖生産物を利用したコミュニティでの経済活動には多くの女性グループが参加することが想定され、女性の経済的地位向上への貢献が期待できる。また、経済的

---

<sup>1</sup> 本事業に関与する関係機関（DPM/ISPM、ANDA、INRH等）の各活動への関与のあり方（＝役割分担）と相互連携・調整の実施方針につき、プロポーザルで提案すること。

脆弱性の高い地方の沿岸コミュニティにおいて新たな経済活動を創出することで、貧困削減・社会の安定への貢献も見込まれるため、プロジェクトの実施に際し、ジェンダーに配慮しつつ活動を実施する。

#### (10) 水産ブルーエコノミー振興

モロッコを含む地中海沿岸国では、「ブルーグロース」を地域共通の用語・理念として養殖振興における重要な開発方針としていることから、本事業で取り組む沿岸生態系の保全に配慮した貝類・海藻の養殖生産によって沿岸経済の活性化・住民の生計向上を目指すアプローチを「ブルーグロース型」と定義し、環境と沿岸開発の調和を前提に、経済活動の活性化・多様化、雇用機会の増加に力点を置いた協力を行う。

またモロッコ政府は上記の「Blue Belt Initiative」の推進を通じて、西アフリカにおけるブルーエコノミー開発を主導することを目指しているため、個別専門家（水産業振興）との協働により同イニシアティブへの推進に貢献する。加えて、JICAにおいてグローバル・アジェンダ「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」にて掲げた「水産ブルーエコノミー振興」クラスターに位置づけられている。本業務は日・モロッコ両国の優先課題に直接、貢献するものであり、ブルーエコノミー振興の主旨に基づき、「水産資源の有効活用による経済活動の多様化・活性化」に資する取り組みを積極的に検討する。

#### (11) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜発注者に提言を行うことが求められる。発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

### 第4条 業務の内容

#### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

#### 2. 本業務にかかる事項

##### (1) プロジェクトの活動に関する業務

##### ① 成果1に関わる活動

活動1-1：二枚貝と海藻に関する市場・流通調査の実施

- 活動1-2：二枚貝と海藻養殖を行う沿岸コミュニティ（プロジェクトサイト）特定のための現地調査（自然環境及び社会・経済関連）の実施
- 活動1-3：二枚貝の種苗生産試験の実施と海藻の種苗確保策の検討
- 活動1-4：特定した沿岸コミュニティにて二枚貝と海藻の飼育と増殖試験の実施（現地の環境に適した養殖施設の技術的検討を含む）
- 活動1-5：二枚貝と海藻の経済的な養殖生産モデルの検討
- 活動1-6：二枚貝と海藻の養殖技術マニュアルの作成
- ② 成果2に関わる活動<sup>2</sup>
- 活動2-1：二枚貝・海藻養殖技術の研修モジュールの開発
- 活動2-2：研修モジュール実施に必要な研修教材・資機材（デモンストレーション施設含む）の整備
- 活動2-3：指導者研修（TOT）および普及員向け研修の実施
- 活動2-4：沿岸コミュニティへの研修・普及活動の実施

現地研修の想定規模は以下のとおり。

a) 活動2-3関係

目的	養殖技術（貝類・藻類）にかかる指導者研修（TOT）および普及員向け現地研修
実施回数	約6回
対象者	実施機関の研究者・行政官・普及員
参加者数	約25名/回
開催期間	約2日/回
実施場所	ITPM等
実施形態	対面

b) 活動2-4関係

目的	養殖技術（貝類・藻類）にかかる沿岸コミュニティ向け現地研修
実施回数	約20回
対象者	対象4コミュニティにおける漁業者
参加者数	約30名/回

<sup>2</sup> 効果的・効率的な養殖技術（貝類・藻類）の現地研修の実施手法および研修モジュール案【研修対象者：指導者研修（TOT）・普及員・コミュニティ】について、プロポーザルにて提案すること。

開催期間	約1日/回
実施場所	対象4コミュニティ（アムサ市、ララッシュ市、スースマ ーサ地方、地中海側サイトを予定）
実施形態	対面

### ③ 成果3に関わる活動<sup>3</sup>

活動3-1：研修で得た養殖技術の沿岸コミュニティでの実践を支援

活動3-2：養殖生産物の出荷前処理・流通体制の整備の支援

活動3-3：養殖生産物を活用した新たな経済活動（加工、観光、マーケティング、6次産業化等）の実施支援

活動3-4：他地域へ養殖を普及するために同様の活動を実施する意思のある他のコミュニティの特定

### （2）本邦研修・招へい<sup>4</sup>

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）。

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計1回
対象者	DPM, INRH, ITPM, ANDAの研究者・行政官
参加者数	約8名/回
研修日数	約20日（移動日を含む）/回

### （3）その他

#### ① 収集情報・データの提供

➤ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータア

<sup>3</sup> 同国の海洋環境やコミュニティレベルでの設置・運用に適した養殖関連施設の設計案（必要な資機材の内容を含む）および運用案に加え、ブルーグロースに資する養殖を活用した沿岸コミュニティ向け新たな経済活動の実施方針についても、プロポーザルにて提案すること。

<sup>4</sup> プロジェクトの目的・成果達成に資する本邦研修の実施方針（テーマ、期間、回数、対象人数及び対象機関等）について、プロポーザルにて提案すること。



アップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。

- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

## ② ベースライン調査

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

## ③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

## ④ C/P のキャパシティアセスメント

- 受注者は、人材育成の対象となる C/P に対し、現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲を設定する。

## ⑤ エンドライン調査

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

## ⑥ 環境社会配慮に係る調査

➤ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- 養殖生産物を利用したコミュニティでの経済活動には多くの女性グループが参加することが想定され、女性の経済的地位向上への貢献が期待できる。また、経済的脆弱性の高い地方の沿岸コミュニティにおいて新たな経済活動を創出することで、貧困削減・社会の安定への貢献も見込まれるため、プロジェクトの実施に際し、ジェンダーに配慮しつつ活動を実施する。
- 合意文書ジェンダーに関する具体的な活動や指標については合意されていないが、必要に応じジェンダー主流化のための指標を設定しC/Pと合意する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から1か月以内	日本語 及び仏語	電子データ	
モニタリングシート	別途指定 (6か月毎の頻度)	英語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行 期限（最終期間を除く）	日本語 及び仏語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	各

		及び仏語		3部
			CD-ROM	1部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	電子データ	

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- モニタリングシートおよび事業完了報告書はC/Pと合同で作成し、C/Pによる内容確認を得たものを発注者に提出する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS : Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

#### (4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア) PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ) 業務フローチャート
- (ウ) WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ) 人員計画（最終版）
- (オ) 研修員受入れ実績
- (カ) 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク) 合同調整委員会議事録等
- (ケ) その他活動実績

#### (5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

### 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 養殖技術マニュアル（貝類および藻類）
- (2) 二枚貝・海藻養殖技術の各種研修教材および研修モジュール

### 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項

(3) 詳細活動計画 (WBS 等の活用)

(4) 活動に関する写真

## 第6条 再委託

本業務では、現地再委託を想定していない<sup>5</sup>。

本プロジェクトでは、以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	養殖施設および貝類出荷施設整備費	プロジェクト実施に必要なもの。(仕様等について改めて C/P と協議の上決定する。) (活動 3-2 関連)	2 箇所	定額計上

## 第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	仕様	数量	機材の別	見積の取扱
1	養殖施設および貝類出荷施用機材費	プロジェクト実施に必要なもの。(機材の仕様・数量等について改めてC/Pと協議の上決定する。)(活動3-2関連)	2箇所	供与機材	定額計上

## 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場

<sup>5</sup> ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託にすることが必要な理由を詳述し、協議する。

合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 別紙

### 案件概要表

#### 1. 案件名

国名：モロッコ王国

案件名：（和文）ブルーグロース型<sup>6</sup>養殖開発プロジェクト

（英文）Project for the Development of Aquaculture for Blue Growth in Morocco

#### 2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

モロッコは3,500kmにわたる海岸線を有し、大西洋と地中海という恵まれた漁場を持ち、水産セクターはGDPの2.5%を占め、間接雇用も含めて66万人の雇用（労働人口の5.7%）を生む重要な産業である（農業・海洋漁業・農村開発・水・森林省海洋漁業庁（DPM）、Portrait de secteur de Pêche Maritime, 2015）。漁獲量は2019年で約146万トン、漁獲高約117億ディラハム（約1,720億円）とアフリカ全体から見て最も高い水準に成長し、その94%は沿岸域を中心とする零細漁業（3トン以下の漁船を操業）によるものである。また全漁民数約12万人のうち47%は零細漁業に従事している（DPM、La mer en chiffre, 2021）。

上記の零細漁業者の大半が同国北部の地中海沿岸に集中している一方、同国の漁業生産の87%を占める小型浮魚類の資源は同国南部海域に偏在している。特に小型浮魚類は海洋環境の変化で資源量が大きく自然変動するため、漁業者の収入は極めて不安定である。モロッコの水産業は、このように生産基盤が外部要因に大きく左右される脆弱性を抱えているが、地方では特にリン鉱石やオリーブ以外に産業資源に乏しく雇用創出が不十分であり、高い若年層失業率や地域的・社会的格差が社会の不安定要因となっている。2020年に猛威を振るった新型コロナウイルス感染拡大は、このような地方社会・経済の脆弱性を直撃した。

以上より、漁業者の生計や水産セクターの安定性・持続性を確保する観点から、不確実性の高い水産資源への依存度の軽減が課題の1つとなっており、資源状態に応じて生産量を制限する資源管理を進める中で、計画的・安定的な生産が可能で、かつ環境調和と地方開発を指向したブルーグロース型の海面養殖開発への関心が高まっている。しかしながら、モロッコの沿岸は直線的な海岸が大部分を占め、湾やラグーン等の遮へい水域は限られており養殖適地が少ないことが、養殖開発の技術的な障壁となっている。モロッコ政府から、沿岸漁業者による小規模養殖の知見が豊富な我が国

<sup>6</sup> FAOは2013年にブルーグロースイニシアティブ（BEI）を立ち上げ、沿岸部の経済成長と食糧安全保障を水産資源の保全と調和させる持続可能なアプローチを提唱し、地中海沿岸域においてその実施を促進している。一方EUは、地域の共通政策としてブルーグロース戦略を定め、その中で養殖を潜在性のある開発分野の1つとし、当該分野におけるイノベーションと成長の重要性に触れている。このように、モロッコを含む地中海沿岸国では、「ブルーグロース」を地域共通の用語・理念として養殖振興における重要な開発方針としていることから、本事業で取り組む沿岸生態系の保全に配慮した貝類・海藻の養殖生産によって沿岸経済の活性化・住民の生計向上を目指すアプローチを「ブルーグロース型」と定義し、環境と沿岸開発の調和を前提に、経済活動の活性化・多様化、雇用機会の増加に力点を置いた協力をを行う。

に事業の要請がなされ、研究開発を担う国立水産研究所（INRH）に対する無償資金協力「貝類養殖技術研究センター建設計画（2015年）」で施設と機材の整備を行い、種苗生産を含む養殖技術の研究開発の準備を進めている。さらに、同国の水産資源管理能力向上のため、有償資金協力「海洋・漁業調査船建造計画（2017年）」により海洋・漁船調査船の供与を行ったほか、沿岸コミュニティ向けに開発支援を担う養殖開発公社（ANDA）に対し2019年から技術協力・個別専門家「養殖振興」を派遣し、モロッコの海洋環境に適した養殖技術の実証を行った。本事業は、これら既存案件との連携により相乗効果を得て、ブルグロース型の貝類・藻類の小規模養殖の実施促進を進めるため、我が国に要請がなされた。

本事業では海面養殖のうち、海中に沈めておくだけで育成できる低コストかつ生態的持続性がより高い貝類と藻類を対象とする。なお沿岸・零細漁業者が取組むブルグロース型の海面養殖開発の成果は、海洋環境が類似し、零細漁業者が多くを占める他のサブサハラアフリカ諸国への応用性も高く、同地域の水産セクターの問題解決にも寄与することが見込まれ、今後、サブサハラアフリカのモデルとなる可能性が考えられる。

## （2）当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

本事業は、対モロッコ王国国別開発協力方針（2020年9月）における重点分野として「経済競争力の強化が定められ、JICAは同分野で「農水産業振興プログラム」を強化プログラムに指定している。また対モロッコ王国JICA国別分析ペーパー（JCAP）（2014年11月）においても「農水産業」を優先分野としており、本事業はこれら方針、分析に合致する。我が国は当国水産セクターにて、技術協力や無償資金協力、円借款、民間連携など多様なスキームを用いて複数の協力を実施きた。このうち養殖分野においては上記（1）のとおり技術協力、無償資金協力により小規模養殖開発の支援を行ってきた。

また本事業はJICAグローバル・アジェンダ「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」の「水産ブルーエコノミー振興」クラスターに位置付けられ、水産資源の適切な管理・活用を通じ、モロッコの水産業の振興に寄与する。加えて、SDGsゴール14（海の豊かさを守ろう）の達成に資するものである。

## （3）他の援助機関の対応

FAO・オランダ・ノルウェーは2020年からモロッコ南部で現地の養殖技術者訓練を目的とした予算2.5百万USDの養殖プロジェクトを開始している。

### 3. 事業概要

#### （1）事業目的

本事業は、モロッコ沿岸域において、無償資金協力で建設した貝類養殖技術研究センターおよび過去の技術協力の成果を活用し、①現地の環境に適した二枚貝・海藻の小規模養殖生産モデルの確立と②養殖技術の普及・教育能力強化、③沿岸コミュニティでの経済活動の展開を支援することにより、経済成長・社会開発・健全な海洋生態



系を支える持続的な海面養殖の振興を図り、もって環境調和と地方開発を指向したブルーグロース型養殖の推進を通じた経済活動の活性化・多様化、雇用機会の増加に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

モロッコ沿岸域（アムサ市、ララッシュ市、スースマーサ地方、地中海側）における4つのコミュニティ

(3) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：実施機関の研究者・行政官および対象地域の漁業者

最終受益者：モロッコ全域の漁業者

(4) 事業実施期間：2024年2月～2027年2月を予定（計36カ月）

(5) 事業実施体制

農業・海洋漁業・農村開発・水・森林省海洋漁業庁(DPM)、国立水産研究所(INRH)、海洋漁業技術学院(ITPM Larache)、養殖開発公社(ANDA)

(6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の主な援助活動

- ・有償「海洋・漁業調査船建造計画」(L/A調印：2017年1月)
- ・無償「貝類養殖技術研究センター建設計画」(2015年6月)
- ・個別案件(専門家)「水産業振興」(2017年5月～2026年3月予定)
- ・個別案件(専門家)「養殖振興」(2019年9月～2021年12月)
- ・中小企業支援事業「高度冷蔵保存技術導入による水産品の高付加価値化に向けた普及・実証事業」(2017年10月～2020年3月)
- ・個別専門家「漁業資源管理及び水産人材育成」(2014年11月～2016年11月)
- ・国別研修「人工漁礁」(2013年10月～2014年12月)
- ・個別専門家「漁業資源管理」(2012年9月～2014年8月)
- ・技プロ「小型浮魚資源調査能力強化プロジェクト」(2010年7月～2015年6月)
- ・個別専門家「水産高等学院能力強化」(2010年2月～2011年3月)
- ・個別専門家「零細漁業資源管理」(2007年11月～2011年11月)
- ・技プロ「水産資源保全・調査船活用支援プロジェクト」(2005年6月～2008年3月)
- ・技プロ「水産物付加価値向上促進計画プロジェクト」(2005年6月～2008年6月)
- ・技プロ「零細漁業改良普及システム整備計画プロジェクト」(2001年6月～2006年5月)

2) 他の開発協力機関等の援助活動

上記「2. 事業の背景と必要性」(3)のとおり。

(7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に照らし、環境への好ましくない影響は最小限であると判断されるため。

③ 環境許認可：該当なし。

- ④ 汚染対策：該当なし。
- ⑤ 自然環境面：該当なし。
- ⑥ 社会環境面：該当なし。
- ⑦ その他・モニタリング：該当なし。
- 2) 横断的事項：該当なし。
- 3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】GIS（ジェンダー活動統合案件）

＜活動内容/分類理由＞

養殖生産物を利用したコミュニティでの経済活動には多くの女性グループが参加することが想定され、女性の経済的地位向上への貢献が期待できる。また、経済的脆弱性の高い地方の沿岸コミュニティにおいて新たな経済活動を創出することで、貧困削減・社会の安定への貢献も見込まれるため、プロジェクトの実施に際し、ジェンダーに配慮しつつ活動を実施する。

- (8) その他特記事項：特になし。

#### 4. 事業の枠組み

- (1) 上位目標：モロッコ沿岸コミュニティにおいて、環境調和と地方開発を指向したブルーグロス型養殖の推進を通じ、経済活動が活性化、多様化し、また雇用が増加する。
- (2) プロジェクト目標：モロッコ沿岸域において、経済成長・社会開発・健全な海洋生態系を支える持続的な養殖が促進される。  
指標及び目標値：ブルーグロスの一環で小規模養殖を実践する沿岸コミュニティの数
- (3) 成果
  - 成果1：現地の環境に適した二枚貝と海藻の養殖技術が統合され、小規模養殖生産モデルが確立される。
  - 成果2：養殖研修や普及のための技術・教育能力が強化される。
  - 成果3：沿岸コミュニティで二枚貝・海藻の養殖生産とそれを活用した経済活動が展開される。
- (4) 活動
  - 活動1-1：二枚貝と海藻に関する市場・流通調査の実施
  - 活動1-2：二枚貝と海藻養殖を行う沿岸コミュニティ（プロジェクトサイト）特定のための現地調査の実施（自然環境及び社会・経済関連）
  - 活動1-3：二枚貝の種苗生産試験の実施と海藻の種苗確保策の検討
  - 活動1-4：特定した沿岸コミュニティにて二枚貝と海藻の飼育と増殖試験の実施（現地の環境に適した養殖施設の技術的検討を含む）
  - 活動1-5：二枚貝と海藻の経済的な養殖生産モデルの検討
  - 活動1-6：二枚貝と海藻の養殖技術マニュアルの作成
  - 活動2-1：二枚貝・海藻養殖技術の研修モジュールの開発
  - 活動2-2：研修モジュール実施に必要な研修教材・資機材（デモンストレーション施設含む）の整備

- 活動2-3：指導者研修（TOT）および普及員向け研修の実施
- 活動2-4：沿岸コミュニティへの研修・普及活動の実施
- 活動3-1：研修で得た養殖技術の沿岸コミュニティでの実践を支援
- 活動3-2：養殖生産物の出荷前処理・流通体制の整備の支援
- 活動3-3：養殖生産物を活用した新たな経済活動（加工、観光、マーケティング、6次産業化等）の実施支援
- 活動3-4：他地域へ養殖を普及するために同様の活動を実施する意思のある他のコミュニティの特定

## 5. 前提条件・外部条件

（1）前提条件：特になし。

（2）外部条件

【上位目標達成のための外部条件】

- ・沿岸生態系への大規模な自然災害・汚染被害・気候変動影響等が発生しない

【プロジェクト目標達成のための外部条件】

- ・省庁等組織に大幅な改編が無い

【成果達成のための外部条件】

- ・特になし

## 6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

（1）類似案件の評価結果

2005年から2010年にエルサルバドル国で実施された技術協力プロジェクト「貝類増養殖開発計画」では、当初の協力期間である3年間にアカガイの人工種苗の大量生産、マガキ養殖技術の確立等の技術的な課題が残されたことから2年間の延長を行ったところ、専門家やC/Pの尽力の結果、アカガイの1種クリル及びマガキの人工種苗の生産および養殖技術は概ね確立に至った。事後評価でも大半の活動が継続していることが確認された。

（2）本事業への教訓活用

上記プロジェクトの終了時評価で得られた教訓は、「①技術開発、試験、モデル事業実施、という異なるステージからなるプロジェクトをデザインする際には、各活動のフローと適正な期間を時系列的によく考慮する必要がある。」「②プロジェクトにおいて外来種を導入する際には、環境的な問題点をあらゆる観点から検証した上で、当地での認証を早期に受けられる見通しがあるものを選定するよう配慮がなされる必要がある。」であった。この内①については本事業でも考慮し、複数のC/P機関と綿密に協議して活動計画を作成する。一方、②に関しては、モロッコ国内で養殖されているカキの種苗はフランスから輸入されているが、モロッコ国内でこのカキを外来種として位置づけることはなされていない。また、本事業で扱う貝類・藻類の外来種導入は検討されていない。

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix) 、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会

合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

□段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。

第一段階（計画フェーズ）：

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

第二段階（本格実施フェーズ）：

第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。

- 同専門家との役割分担は、第4条2. 本業務にかかる事項、同専門家の活動内容は、別添を参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

□他の専門家との協働

☒施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

(参考) 別途派遣する個別専門家の業務内容(予定)

< 指 導 科 目 >

---

水産業振興

<派遣の目的>

モロッコの水産業がアフリカ諸国におけるブルーエコノミーのモデルとなる。その結果、モロッコ政府が進めるブルーベルトイニシアティブの推進に貢献する。

<活動内容>

- 1-1. 水産分野戦略文書「Plan Halieutis」に沿った水産開発の課題を整理する。
- 1-2. 同計画の推進に向けた政策提言を行う。
- 1-3. 無償資金協力・有償資金協力・技術協力・民間連携案件の形成を支援する
- 1-4. アフリカ諸国を対象とした南南・三角協力案件形成の可能性検討を支援する。
- 2-1. 技術協力「ブルーグロース型養殖開発プロジェクト」の立ち上げや実施に対し、行政面から支援する。
- 2-2. 無償資金協力・有償資金協力・技術協力・民間連携案件の実施を支援する。
- 2-3. モロッコ政府によるアフリカ諸国を対象とした南南協力の推進を支援する。
- 2-4. 基礎情報収集・確認調査、協力準備調査、民間連携案件調査等、JICAが行う水産協力関連業務を支援する。
- 3-1. 既往無償資金協力「貝類養殖技術研究センター」及び有償資金協力「海洋・漁業調査船建造事業」の有効活用を促進する。
- 3-2. 技術協力「仏語圏アフリカ水産人材育成プロジェクト」の成果・教訓を活用した南南・三角協力案件形成の検討を支援する。
- 3-3. 過去に実施したJICA案件をモニタリングし、必要に応じ、その活用について提言する。

<期待される成果>

1. アフリカ諸国におけるブルーエコノミーのモデルとなる新規JICA案件が形成される。
2. JICA案件の実施がフォローされ、Plan Halieutisに沿った水産開発とアフリカ諸国を対象とした南南協力が推進される。
3. 過去に実施したJICA案件の成果がフォローされる。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。



- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：養殖開発に関わる各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／○○

※業務主任者が担う担当専門分野を自由にご提案下さい。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇 格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：全途上国
- ② 語学能力：英語（仏語ができることが望ましい）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

2024年1月に業務を開始し、2027年1月に終了を予定している。第1章内3.（4）のとおり、2つの期間に分けた業務実施を想定している、

### （2）業務量目途

#### 1）業務量の目途

約 28.00 人月

「本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.00を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。」

#### 2）渡航回数を目途 全22回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### （3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 養殖施設および貝類出荷施設整備費

### （4）配付資料／公開資料等

#### 1）配付資料

- 要請書
- 詳細計画策定結果
- 養殖された貝類の流通/出荷に関する情報
- モロッコ国個別専門家「水産業振興」業務完了報告書
- モロッコ国個別専門家「養殖振興」業務完了報告書

#### 2）公開資料

- モロッコ国貝類養殖技術研究センター一建設計画準備調査報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020319.html>

- モロッコ国貝類養殖技術研究センター建設計画 外部事後評価結果票  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021\\_1461080\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_1461080_4_f.pdf)

#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023年10月版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

#### **【上限額】 129,117,000円(税抜)**

なお、定額計上分 24,189,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

#### (3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### (4) 定額計上について

定額計上分はプロポーザル提出時の見積には含めないでください。契約締結時に契約金額に加算して契約します。

- 1) 上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜)	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	現地内出張交通費 (C/P以外)	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項(1) プロジェクトの活動に関する業務	300,000円	現地内出張交通費(C/P以外)	一般業務費
2	養殖試験用資機材	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項(1) プロジェクトの活動に関する業務	500,000円	養殖試験用資機材一式	一般業務費
3	現地研修教育・普及用資機材	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項(1)プロジェクトの活動に関する業務	500,000円	現地研修教育・普及用資機材一式	一般業務費
4	沿岸コミュニティ向け新たな経済活動資材費	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項(1)プロジェクトの活動に関する業務	400,000円	経済活動資材費一式	一般業務費
5	本邦研修にかかる経費	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項(2) 本邦研修・招へい	6,489,000円 内訳は 実施経費 4,000千円 報酬 2,489千円	直接経費と受入期間の業務人月1.00人月の報酬(研修実施管理分野、4号5号者2名各0.5人月を想定)	報酬 国内業務費
6	養殖施設・貝類出荷施設整備	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る	9,000,000円	養殖施設・貝類出荷施設整備費(4,450,000円×2)	再委託費

	費	実施方針及び留意事項 (2) 養殖された貝類の流通出荷		箇所)	
7	養殖施設・貝類出荷施設用機材費	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (2) 養殖された貝類の流通出荷	7,000,000円	養殖施設・貝類出荷施設整備費(3,500,000円×2箇所)	機材費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇄パリ⇄ラバト(エールフランス)

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	55	
(2) 要員計画/作業計画等	15	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	<b>(20)</b>	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務等の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)